

児童相談所一時保護所にて入所経験のある児童生徒と 養護教諭の関わり

渡辺梨紗子*・古池雄治**・廣原紀恵**・瀧澤利行**

（2020年8月31日受理）

School nurse teachers' involvement with children who were taken into a temporary care home affiliated with child guidance center

Risako WATANABE*, Yuji KOIKE**, Toshie HIROHARA** and Toshiyuki TAKIZAWA**

(Accepted August 31, 2020)

はじめに

近年我が国では、新聞、テレビなど虐待による傷害事件や死亡事件などの報道が後を絶たず、深刻な問題である。児童の虐待を予防し早期発見・早期対応をするために、児童虐待の防止等に関する法律および児童福祉法の改正等の法整備や、児童虐待相談の電話番号を「189（いちばやく）」と設定し通告体制を整えるなど、児童虐待の対策に積極的に取り組んでいる。児童相談所が対応した児童虐待件数は年々増加傾向にあり、平成30年度の速報値では日本全国212カ所の児童相談所の対応件数が15万9850件と過去最高を記録した¹⁾。このことは、虐待そのものの増加と国民の関心が高まりより通告しやすい体制から、これまで見過ごされていた虐待が表面化している可能性も考えられる。

被虐待児の生命の安全を確保するための施設の一つとして、児童相談所一時保護所が存在する。児童相談所一時保護所（以下、保護所）とは、児童福祉法第12条の4に基づき「児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置き去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護する」ことを目的とした施設である²⁾。児童相談所による一時保護件数は年々増加傾向を示しており、平成27年度では23,276件、平成28年度では24,111件、平成29年度では24,680件^{3) -6)}、平成29年度の一時保護児童生徒の年齢は、6歳～11歳が最も多く、約8割が6歳以上であった。

児童相談所が虐待相談を受け対応を開始した後も、96%の被虐待児は経過観察されながら家庭において日常生活を継続している⁷⁾。保護所による保護期間は原則2か月間であるが、保護者など虐

*大賀小学校（〒319-2213 常陸大宮市小祝218-2；Oga Primary School, Hitachiomiya 319-2213 Japan）.

**茨城大学教育学部（〒310-8512 水戸市文京2-1-1；College of Education, Ibaraki University, Mito 310-8512 Japan）.

待を行う者の状況や環境が直ちに改善される可能性は低いと思われ、家庭で日常生活を送るこのような子どもたちの心理的・身体的影響は重大であろう。

学校では被虐待児童生徒と関わる機会は増加し、被虐待児への支援がより求められていることから、文部科学省による『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』が発表された⁸⁾。これによると養護教諭は被虐待児の心身のケアを継続的に行う立場にあるが、これまで、保護所を退所し家庭において経過観察されている児童生徒に対する養護教諭の支援についての研究は見当たらない。そこで、本研究では、保護所入所経験のある児童生徒の学校における現状と認識を明らかにし、養護教諭によるより適切な支援方法を考察することを目的とした。

方 法

1. 調査対象，調査方法

一次調査として郵送法による無記名自記式質問紙調査、二次調査として半構造化面接によるインタビュー調査を実施した。一次調査では、2019年1月から2月に、A県内の公立小中学校に勤務する養護教諭732名を対象に実施し、174名（23.8%）から回答が得られた。有効回答率は100%であった。二次調査では、2019年6月から7月にA県内公立小中学校に勤務する養護教諭のうち、保護所入所経験のある児童生徒と関わりがある3名を対象に実施した。二次調査協力者への依頼は以下の通りである。一次調査の際に、依頼文を同封し保護所入所経験のある児童生徒と関わり経験のある養護教諭を募集した。連絡先が記載された書類の返信をもってインタビュー調査の協力を行った養護教諭に対し、改めてインタビュー調査についての説明を行った。さらに、インタビュー調査実施時においても、再度、説明書及び口頭での説明を行い、同意書の提出をもって同意を得られたものとした。

2. 調査内容

1) 一次調査

調査票の内容は、基本属性、保護所に関する項目、保護所入所経験のある児童生徒に対する養護教諭の介入に関する項目、保護所入所経験のある児童生徒との関わり方に関する項目の4部構成とした。基本属性の内容は、養護教諭の性別、養護教諭経験年数、取得している資格の種類、保育園・幼稚園勤務経験の有無、児童相談所勤務経験の有無、医療機関勤務経験の有無である。保護所に関する項目は、存在および役割の認知度などである。保護所入所経験のある児童生徒に対する養護教諭の介入に関する項目は、今後関わる際に不安に思うこと、虐待・非行・置き去り経験のある児童生徒との関わり方の有無などである。保護所入所経験のある児童生徒との関わり方に関する項目では、関わり経験のある養護教諭を対象とし、関わり件数、情報の入手先、虐待・非行・置き去り経験のある児童生徒との関わり方などである。

2) 二次調査

インタビューでは、養護教諭となってこれまでに経験した保護所入所経験のある児童生徒のうち印象に残っている事例1件を基に入所理由、児童生徒本人に関する情報収集の手段、児童生徒本人への支援方法の確立、児童生徒本人や保護者との信頼関係を築くために行ったこと、児童生徒本人

や保護者、連携した関係機関との関わりで重要なこと、連携した関係機関の種類、一般的な保護所入所経験のある児童生徒との関わりで重要な養護教諭の働き、他、対象者の属性について尋ねた。発話内容は、対象者の許可を得たうえで、2名がICレコーダーによる録音及びメモ、1名がメモのみの記録とし、その内容から逐語録を作成した。インタビュー時間は約1時間であった。

3. 分析方法

1) 一次調査

SPSS20.0とMicrosoft Office Excel2010を用いた単純集計を行った。保護所入所経験のある児童生徒との関わり方に関する項目は虐待、非行、置き去りをそれぞれ別に質問紙をわけ、該当する回答者のみが回答し、それぞれ単純集計を行い、比較した。

2) 二次調査

谷津⁹⁾による質的研究の手法を基に、対象者のインタビューから得られた言語から対象者の経験に沿った分類・整理を行うことができる質的記述的分析を用いた。まず、インタビュー内容を逐語化し、熟読した。逐語化した文章のうち、養護教諭と保護所入所経験のある児童生徒との関わりに該当する部分を抽出した。抽出した文章をさらにまとまりのある内容ごとに分割し、意味を損ねないようにしながらコード化の作業を1事例ごとに行った。さらに、意味の類似性に従って整理分類し、抽象度を高めてサブカテゴリーとした。サブカテゴリーは、個々の内容と全サブカテゴリーの中での位置づけを考慮し、妥当性について検討したうえでサブカテゴリーネームの命名を行った。さらに、サブカテゴリーを高次概念でカテゴリー化し、サブカテゴリーと同様にカテゴリーネームの命名を行った。抽象化されたサブカテゴリーとカテゴリーを基に、保護所入所経験のある児童生徒と養護教諭の関わりストーリーラインの作成を行った。

4. 倫理的配慮

一次調査では文書を学校長、養護教諭宛てに送付し、研究の目的・方法、研究参加・辞退の自由、辞退した場合の不利益は生じないこと、プライバシーの保護、データの匿名化と管理方法、研究結果の公表について説明を行い、質問紙の返信をもって同意を得たこととした。二次調査では、文書並びに口頭で学校長、養護教諭に一次調査と同様の研究内容を説明し、書面にて同意を得た。なお本研究は茨城大学教育学部倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号：18P4100）。

結 果

1. 一次調査

1) 基本属性

対象者の基本属性を表1に示す。

2) 保護所に関する項目（表2）

保護所の存在を「よく知っている」14名（8.0%）、「知っている」127名（73.0%）であった。保護所の役割を「よく知っている」7名（4.0%）、「知っている」98名（56.3%）であった。

表1 基本属性 (N=174)

		n	%
性別	女性	173	99.4
	男性	1	0.6
養護教諭経験年数	1～5年	38	21.8
	6～10年	22	12.6
	11～15年	19	10.9
	16～20年	27	15.5
	21～25年	18	10.3
	26～30年	18	10.3
	31年以上	32	18.4
取得している資格 (複数回答)	養護教諭一種	160	92.0
	養護教諭二種	15	8.6
	幼稚園・保育士	7	4.0
	看護師	11	6.3
	准看護師	1	0.6
	保健師	6	3.4
	その他	38	21.8

表2 保護所に関する項目

		n	%
保護所の施設 (N=174)	よく知っている	14	8.0
	知っている	127	73.0
	あまり知らない	19	10.9
保護所の役割 (N=174)	知らない	14	8.0
	よく知っている	7	4.0
	知っている	98	56.3
児童相談所主催の研修 (N=174)	あまり知らない	56	32.2
	知らない	13	7.5
児童相談所主催の 研修の参加回数 (N=22)	参加経験あり	22	12.6
	参加経験なし	152	87.4
児童相談所主催の 研修の参加回数 (N=22)	1回	11	50.0
	2回	7	31.8
	3回	1	4.5
	わからない	2	9.1
	無回答	1	4.5

児童相談所主催の（児童虐待等を含む）研修に参加した経験がある養護教諭は22名（12.6%）であった。参加したことがあると回答した者のうち、参加数は、1回が11名（50.0%）と最も多く、2回が7名（31.8%）、3回が1名（4.5%）であった。

表3 今後、保護所入所経験のある児童生徒との関わりで不安に思うこと（複数回答、N=174）

	n	%
情報収集	79	45.4
ニーズ	77	44.3
支援方法	129	74.1
児童生徒との信頼関係	104	59.8
保護者との信頼関係	130	74.7
スキンシップ	52	29.9
会話	83	47.7
距離感	80	46.0
身体的訴え	59	33.9
心理的訴え	92	52.9
保護者連携	122	70.1
教職員連携	42	24.1
関係機関連携	86	49.4
その他	3	1.7
無回答	3	1.7

3) 保護所入所経験の児童生徒に対する養護教諭の介入に関する項目

今後、保護所入所経験のある児童生徒と関わる際に不安に思うこと（複数回答）は、「保護者との信頼関係構築」が130名（74.7%）と最も多く、次いで「支援方法の確立」が129名（74.1%）、「保護者との連携」が122名（70.1%）であった（表3）。

養護教諭として、これまでの勤務経験の中で、虐待、非行、置き去りの経験のある児童生徒と関わり経験があったのは虐待が132名（75.9%）、非行が84名（48.3%）、置き去りが20名（11.5%）であった。

4) 保護所入所経験のある児童生徒と養護教諭の関わり方に関する項目

これまで保護所入所経験のある児童生徒と関わりがあったのは75名（43.1%）であった。以下の項目はこの75名を対象とした。

保護所入所経験のある児童生徒と関わった事例の件数は1件が35名（46.7%）と最も多く、3件が16名（21.3%）、2件が13名（17.3%）であった。

保護所入所経験があると判明したきっかけ（複数回答）は、管理職が39名（52.0%）と最も多く、学級担任が29名（38.7%）、本人が23名（30.7%）であった（表4）。児童生徒の情報を周囲から得られたのは71名（94.7%）であり、得られなかったのは4名（5.3%）であった。情報が得られた回答者の情報の収集源（複数回答）は、管理職が51名（71.8%）、学級担任が46名（64.8%）、本人が37名（52.1%）であった（表5）。また、情報が得られなかった回答者の得られなかった原因（複数回答）は個人情報の取り扱いが2名（50.0%）であった。その他選択者は2名（50.0%）であり、その内容は「学校では、本人に直接きかないことになっていたから」、「転出後の学校なので情報が少ない」であった。

要保護児童対策協議会へ参加したことがある養護教諭は12名（16.0%）のみであった。

児童生徒の入所理由は、身体的虐待が43名（57.3%）と最も多く、ネグレクトが40名（53.3%）、養育困難が31名（41.3%）であった。非行は18名（24.0%）、置き去りは7名（9.3%）であった。

児童生徒の登校形態は、虐待は「通常学級」37名（57.8%）、「特別支援学級」13名（20.3%）、「不登校」3名（4.7%）、「保健室」2名（3.1%）、「別室」1名（1.6%）、「その他」2名（3.1%）で、その内容は、「登校はしなかったが出席扱い、施設が学校と離れていた」、「入所前後で変化あり」であった。非行は「通常学級」7名（38.9%）、「特別支援学級」2名（11.1%）、「別室」1名（5.6%）、「不登校」1名（5.6%）であった。置き去りは「通常学級」2名（28.6%）、「特別支援学級」1名（14.3%）であった。

児童生徒の通学拠点、虐待は「家庭」43名（67.2%）、「養護施設」9名（14.1%）、「親戚の家」3名（4.7%）、「里親」3名（4.7%）であった。非行は「家庭」6名（33.3%）、「養護施設」2名（11.1%）、「里親」1名（5.6%）、「児童自立支援施設」1名（5.6%）であった。置き去りは「家庭」3名（42.9%）であった。

保護所への再入所は、虐待は「再入所あり」17名（26.6%）、「再入所なし」32名（50.0%）、非行は「再入所あり」3名（16.7%）、「再入所なし」5名（27.8%）、置き去りは「再入所あり」1名（14.3%）、「再入所なし」2名（28.6%）であった。

転校の有無は、虐待は「転校あり」27名（42.2%）、「転校なし」29名（45.3%）、非行は「転校あり」7名（38.9%）、「転校なし」3名（16.7%）、置き去りは「転校あり」2名（28.6%）、「転校な

し」1名（14.3%）であった。

連携を取る必要がある相手（複数回答）は、虐待は「学級担任」29名（45.3%）が最も多く、次いで「児童相談所」26名（40.6%）,「管理職」25名（39.1%）,「保護者」14名（21.9%）,「スクールカウンセラー」8名（12.5%）,「養護施設」8名（12.5%）であった。「その他」は6名（9.4%）であり、「子ども福祉課」,「主治医」等であった。非行は「管理職」4名（22.2%）と「学級担任」4名（22.2%）が最も多く、次いで「保護者」3名（16.7%）,「祖父母」2名（11.1%）,「管理職や学級担任以外の教職員」2名（11.1%）,「児童相談所」2名（11.1%）であった。「その他」は1名であり「里親」であった。置き去りは「管理職」2名（28.6%）と「学級担任」2名（28.6%）が最も多く、「保護者」1名（14.3%）,「児童相談所」1名（14.3%）,「保護所」1名（14.3%）であった。「その他」は2名であり、「市役所の子ども福祉課」,「町子ども家庭課, 教育委員会」であった。

関わりで重要なこと（複数回答）は、虐待は「表情や態度, 行動の観察」42名（65.6%）と「信頼関係の構築」42名（65.6%）が最も多く、次いで「人間関係の情報収集」28名（43.8%）,「生活態度の情報収集」25名（39.1%）,「支援計画の確立」24名（37.5%）であった（表6）。非行は「生活態度の情報収集」8名（44.4%）が最も多く、次いで「話をする時間の確保」7名（38.9%）,「人間関係の情報収集」6名（33.3%）,「表情や態度, 行動の観察」6名（33.3%）,「信頼関係構築」6名（33.3%）であった。置き去りは「信頼関係構築」が3名（42.9%）と最も多く、次いで「表情や態度, 行動の観察」2名（28.6%）,「ニーズの把握」2名（28.6%）,「生活指導」2名（28.6%）であった。

表4 保護所入所経験があると判明したきっかけ
（複数回答, N=75）

	n	%
本人	37	52.1
保護者	19	26.8
親戚	3	4.2
兄弟姉妹	3	4.2
祖父母	8	11.3
管理職	51	71.8
学級担任	46	64.8
管理職や学級担任以外の教職員	17	23.9
警察	4	5.6
保護所	8	11.3
前籍校の養護教諭	9	12.7
前籍校の養護教諭以外の教職員	5	7.0
子ども課	16	22.5
その他	10	14.1

表5 情報の収集源（複数回答, N=71）

	n	%
本人	23	30.7
保護者	20	26.7
兄弟姉妹	3	4.0
祖父母	3	4.0
親戚	1	1.3
管理職	39	52.0
学級担任	29	38.7
管理職, 学級担任以外の教職員	9	12.0
警察署	7	9.3
児童相談所	19	25.3
保護所	3	4.0
学校医	0	0.0
前籍校の養護教諭	3	4.0
前籍校の養護教諭以外の教職員	4	5.3
子ども課	14	18.7
その他	18	24.0

表6 関わりで重要なこと

	虐待 (N=64)		非行 (N=18)		置き去り (N=7)	
	n	%	n	%	n	%
①人間関係の情報収集	28	43.8	6	33.3	1	14.3
②生活態度の情報収集	25	39.1	8	44.4	1	14.3
③前籍校についての情報収集	8	12.5	1	5.6	0	.0
④表情や態度、行動の観察	42	65.6	6	33.3	2	28.6
⑤ニーズの把握	22	34.4	2	11.1	2	28.6
⑥支援計画の確立	24	37.5	2	11.1	0	.0
⑦信頼関係の構築	42	65.6	6	33.3	3	42.9
⑧スキンシップの時間をつくる	2	3.1	1	5.6	0	.0
⑨会話の内容への配慮	13	20.3	2	11.1	1	14.3
⑩身体的訴えに対応する	17	26.6	1	5.6	1	14.3
⑪保健室で役割を与える	1	1.6	0	.0	0	.0
⑫本人の意思決定に任せる	1	1.6	0	.0	0	.0
⑬生活指導	12	18.8	4	22.2	2	28.6
⑭話をする時間の確保	16	25.0	7	38.9	0	.0
⑮学習する時間をつくる	1	1.6	0	.0	0	.0
⑯心身の記録を録る	20	31.3	2	11.1	1	14.3
⑰保健室に専用の空間をつくる	1	1.6	1	5.6	0	.0
⑱その他	0	.0	0	.0	0	.0
無回答	9	14.1	8	44.4	4	57.1

2. 二次調査

1) 基本的属性

対象者3名(A, B, C)とも女性で現任校は小学校であった。保護所入所経験のある児童生徒との関わり経験の事例件数はAが2件、Bが1件、Cが5、6件であった。養護教諭経験年数は、Aが20年、Bが39年、Cが20年、平均約26.3年であった。事例における児童生徒の校種は3名とも小学校であり、保護理由は虐待であった。

2) 保護所入所経験のある児童と養護教諭の具体的な関わり

データ分析の結果、138コードが抽出され、25サブカテゴリー、5カテゴリーに分類された(表7)。以下、カテゴリー別に特徴を記述していく。記述にあたっては、カテゴリーを【】、サブカテゴリーを<>、コードを「」で示す。

ア【養護教諭と他の教諭の相談】

<担任から相談を受ける><周囲との相談>の2サブカテゴリーに分類された。<担任から相談を受ける>には、「本人からの訴えではなく担任からの訴えであった」「担任からの相談があった」「本人が体を触られてすごく嫌だと泣きながら担任に訴えてきた」等5コードが含まれた。<周囲との相談>には、「SCから管理職に報告して児相に繋げる方向にした方が良いよとアドバイスを受けた」「生徒指導主事に相談する」の2コードが含まれた。

イ【保護者と養護教諭の関わり】

＜保護者と養護教諭の関わりの低さ＞＜保護者との関わりの辛さ＞＜保護者の話を受容する＞＜第三者を仲介し，保護者と関わる＞＜保護者を気にかけての声かけ＞の5サブカテゴリーに分類された。＜保護者と養護教諭の関わりの低さ＞には、「養護教諭と母親は日常会話程度の関わりだった」「母親が養護教諭を拒否しているので近づけなかった」の2コードが含まれた。＜保護者との関わりの辛さ＞には「自分の時間がとられるので辛かった」「そうですね，と聞いてても何も改善していないのですっきりしなかった」等4コードが含まれた。＜保護者の話を受容する＞には、「親が養護教諭が話しやすいというところがあったので保護前は電話等のやり取りをしていた」「母親との関わりは養護教諭が教頭が深かった」「否定すると親はキレてしばらく学校に来ないので否定しないように」等9コードが含まれた。＜第三者を仲介し，保護者と関わる＞には、「家庭訪問中祖母と母親と仲良くなる」「祖母を仲介にして母親とも連絡を取る」等3コードが含まれた。＜保護者を気にかけての声かけ＞には、「親もいつも具合が悪いと言っていたので，調子どうですか，大変ですねといった言葉かけをした」「いつも欠席の理由は体調不良とかなので，子どもの様子を気にかける言葉かけをした」等6コードが含まれた。

ウ【情報収集と障壁】

＜個人情報障壁＞＜情報提供の徹底＞＜疑問点＞＜校内での情報収集＞＜校外からの情報収集＞の5サブカテゴリーに分類された。＜個人情報障壁＞には、「個人情報なので何ももらえない」「硬い壁があってそこから踏み込めない」等6コードが含まれた。＜情報提供の徹底＞には、「自分だけにとどめてはいけないから，情報は上には必ず報告する」「前段階として自分が知り得た情報は発信しなければならない」等6コードが含まれた。＜疑問点＞には、「どこまでが真実か確信が持てなかった」「体重が増えていて家庭には高度肥満の通知を出したが，母親はどこまでそれを思ったかわからない」等8コードが含まれた。＜校内での情報収集＞には、「担任や教頭の情報から人を想像して判断した」「教頭と席が近かったのでその場で電話の内容を教えてもらった」等16コードが含まれた。＜校外からの情報収集＞には、「子ども課の場合は児相や病院と違い，情報を入れてくれるので子ども課との情報交換は大事」「民生委員から話を聞く」等6コードが含まれた。

表7 保護者入所経験のある児童生徒への対応

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
養護教諭と他の教諭の相談	担任から相談を受ける	本人からの訴えではなく担任からの訴えであった 担任からの相談があった 他 (3)
	周囲との相談	SCから管理職に報告して児相に繋げる方向にした方が良いよとアドバイスを受けた 生徒指導主事に相談する
保護者と養護教諭の関わり	保護者と養護教諭の関わりの低さ	養護教諭と母親は日常会話程度の関わりだった 母親が養護教諭を拒否しているので近づけなかった
	保護者との関わりの辛さ	そうですね，と聞いてても何も改善していないのですっきりしなかった 関わっても関わっても前に進まないのが辛かった 他 (2)

保護者の話を 受容する	話を聞いていれば良いが、親の言っていることで何かこちらから言うとき キレてしまうので信頼関係を築くまでに至らなかった
	否定すると親はキレてしばらく学校に来ないので否定しないように 他 (7)
第三者を仲介 し、保護者と 関わる	家庭訪問中祖母と母親と仲良くなる
	祖母を仲介にして母親とも連絡を取る 祖母と毎日会う
保護者を 気かけた声かけ	いつも欠席の理由は体調不良とかなので、子どもの様子を気にかける言葉 かけをした
	親もいつも具合が悪いと言っていたので、調子どうですか、大変ですねと いった言葉かけをした 他 (6)
個人情報の障壁	個人情報なので何ももらえない
	直接学校から行って子どもの情報は得られない 他 (4)
情報提供の徹底	間違っているかもしれないが情報を言うておくことは大事
	前段階として自分が知り得た情報は発信しなければならない 他 (4)
疑問点	どこまでが真実か確信が持てなかった
	子ども自身と直接話ができなかったため、本当のところどうだったのか、 わからなかった 他 (6)
校内での 情報収集	職員室で特別支援学級の先生と管理職と雑談のような会話をした
	養護教諭は遠巻きに話を聞いて感じ取っていた 教頭と席が近かったなのでその場で電話の内容を教えてもらった 別な子どもで関わった時は、児相と子ども課と学校、養護教諭で面と向かつ た会議があったが、この子の事例では養教は入らなかった 他 (12)
校外からの 情報収集	子ども課の場合は児相や病院と違い、情報を入れてくれるので子ども課と の情報交換は大事 SSWが保健室によってくれて、様子のお話をした 他 (4)
健康診断の 機会の活用	健康診断でやっていなものを理由をつけて来させることで精一杯だった
	学期ごとの身体測定は親の申告のみでは不安があったため、お願いして来 校時に測定した 他 (2)
養護教諭と 保健室の機能	見守る感じ
	養護教諭の姿勢 養護教諭が率先して、ということはなかった 他 (5)
保健室の機能を 活かす	一時的にクールダウンする場所として保健室を使用するという話をした 保健室は子どもの気持ちを聞くことがやりやすい場所である 他 (4)

		中間のつなぎ役みたいな感じ
	仲介役を務める	校内ではケース会議と支援センターとの仲介、SCに相談 他（2）
	養護教諭の マインド	子どもの未来を心から祈る愛をもつ 相談に足りる人が判断する 他（3）
	子どもの辛さを 想像する	子どもは辛かったと思う 嫌で嫌でこの先生に助けてもらいたいと思って言ったんだと思う 親自身もあることないことっていうのはあったので、子どももその影響を受けているんだろうなと思った
	子どもとの 信頼関係構築の 難しさ	保健室とか教室に行きたがらない子なので信頼関係は築けない 保護所から帰ってきた時は波があって、不安定なところもあったので関係づくりは難しかった 他（2）
	子どもとの 関わりの少なさ	保健室でやった時にちょっとした会話をしたがそれ以上はなかった 特に子どもは学校に来なかったので難しかった 他（5）
養護教諭と子 どもの関わり	記録をとる	いづろどこでこういう話をした等の記録をメモでいいからとっておく ことが重要だった 子どもの登校が少なかったので記録をしていなくて、思い出したい時に記憶が出てこなかった 他（2）
	家庭訪問を行う	毎朝家庭訪問を行う 家庭訪問はほとんど養護教諭のみで行う 他（2）
	子どもに否定し ないような話し 方をする	子どもを否定しないように話をした 虚言だとわかっていても指摘はしなかった 他（4）
	子どもと 積極的に関わる	子どもにとって母親の代わり、生活のモデルとなる 一般的な生活を知らない分たくさん関わる 子どもが必要とする分関わりたい
	子どもの気持ち を配慮する	最後の砦という気持ちで接していたので、本人に見捨てられたと思われな いように心がけた ちゃんと見ていることが伝わる行動をする 他（2）

エ【養護教諭と保健室の機能】

＜健康診断の機会の活用＞＜養護教諭の姿勢＞＜保健室の機能を活かす＞＜仲介役を務める＞＜養護教諭のマインド＞の5サブカテゴリーに分類された。＜健康診断の機会の活用＞には、「健康診断等学校でできることは担任に話して視力や身長体重を測った」「健康診断でやっていなものを理由をつけて来させることで精一杯だった」等4コードが含まれた。＜養護教諭の姿勢＞には、

「見守る感じ」「養護教諭が率先して、ということにはなかった」等7コードが含まれた。〈保健室の機能を活かす〉には、「一時的にクールダウンする場所として保健室を使用するという話をした」「保健室は子どもの気持ちを聞くことがやりやすい場所である」等6コードが含まれた。〈仲介役を務める〉には、「中間のつなぎ役みたいな感じ」「病院とはコンタクトを取らなかったが、学校に来ていれば病院を紹介した可能性は高い」等4コードが含まれた。〈養護教諭のマインド〉には、「子どもの未来を心から祈る愛をもつ」「養護教諭として当たり前のことをしたと思う」等5コードが含まれた。

【養護教諭と子どもの関わり】

〈子どもの辛さを想像する〉〈子どもとの信頼関係構築の難しさ〉〈子どもとの関わりのお少なさ〉〈記録をとる〉〈家庭訪問を行う〉〈子どもに否定しないような話し方をする〉〈子どもと積極的に関わる〉〈子どもの気持ちを配慮する〉の8サブカテゴリーに分類された。〈子どもの辛さを想像する〉には、「子どもは辛かったと思う」「嫌で嫌でこの先生に助けてもらいたいと思って言ったんだと思う」等3コードが含まれた。〈子どもとの信頼関係構築の難しさ〉には、「保健室とか教室に行きたがらない子なので信頼関係は築けない」「保護所から帰ってきた時は波があって、不安定なところもあったので関係づくりは難しかった」等4コードが含まれた。〈子どもとの関わりのお少なさ〉には、「本人と会えたのは数回だった」「特に子どもは学校に来なかったのが難しかった」等7コードが含まれた。〈記録をとる〉には、「いつごろどこでこういう話をした等の記録をメモでいいからとっておくことが重要だった」「記録を鮮明にとる」等4コードが含まれた。〈家庭訪問を行う〉には、「毎朝家庭訪問を行う」「家庭訪問はほとんど養護教諭のみで行う」等4コードが含まれた。〈子どもに否定しないような話し方をする〉には、「子どもを否定しないように話をした」「悪いことをしても行動を否定するよう気にした」等6コードが含まれた。〈子どもと積極的に関わる〉には、「子どもにとって母親の代わり、生活のモデルとなる」「一般的な生活を知らない分たくさん関わる」等3コードが含まれた。〈子どもの気持ちを配慮する〉には、「特殊な子どもでも何で傷つくかわからないので丁寧な取り扱いが大事」「子どもが一番不安な時に安心できる場所に保健室をしようということで子どもを否定しないような安心できる雰囲気を中心とした」等8コードが含まれた。

考 察

1. 保護所入所経験のある児童生徒の学校における現状と認識

本調査では保護所入所経験のある児童生徒との関わりを経験がある養護教諭は約4割で、関わった事例件数も一人当たり1件が最も多かった。しかし、実際には、厚生労働省によると、平成29年度のA県の児童相談所による一時保護児童の対応件数は236件で、その理由として虐待（特に身体的虐待）が最も多く、児童福祉施設、里親委託および帰宅の件数は213件で大部分が登校を継続していると思われる¹⁰⁾。A県内の公立小中学校数はおよそ690校であることを考慮すると、1年間に約3割の学校で保護所を入所した児童生徒が存在することになる。これらのことから、養護教諭が学校にいる保護所入所経験のある児童生徒を認知することは難しいと考えられる。養護教諭は、救急処置や健康診断などの際に不自然な外傷などから身体的虐待を発見しやすい立場にあり、子ど

も本人から一時保護所入所を知ることができる可能性はある。

要保護児童対策地域協議会とは、被虐待児や非行児童等の要保護児童の早期発見や円滑な保護を行うために、関係機関が情報共有し適切な連携の基に対応するための会議である¹¹⁾。厚生労働省によると、要保護児童対策地域協議会の設置率は99.7%であり¹²⁾り、養護教諭も参加が推奨されている。しかしながら、本調査での養護教諭の参加率は16%と低かった。その原因として、要保護児童対策地域協議会へ参加する人員を決定する主体は市町村であるが、情報流出のリスクを避けるために限られたメンバーで構成し、養護教諭参加を制限している可能性がある。このことも学校外からの情報入手を困難にしていると考えられる。

質問紙調査では、保護所入所経験があると判明したきっかけを複数回答で求めたところ、管理職、学級担任、本人からが多かった。保護所入所経験のある児童生徒の情報収集に関しては9割以上が「得られた」と回答し、きっかけと同様に管理職、学級担任、本人が上位であった。連携を取る必要がある相手として、児童虐待、非行、置き去りのいずれも学級担任、管理職が、児童虐待では児童相談所、非行では保護者が上位であった。これらのことから、養護教諭が保護所入所経験のある児童生徒に関する情報収集を直接学校外から得ることは難しく、管理職、学級担任等校内から情報を得る手段が主であることが判明した。青柳らによると、児童虐待対応では9割以上の児童相談所及び市区町村の職員が学校と連携しており、日常的に関わりがある報告をしている¹³⁾。正確な情報をより多く収集するために、管理職と学級担任と養護教諭がより密接に連携し、校内での情報共有手段の明確化と学校外での関係機関と養護教諭の連携が重要であると考えられる。

2. 養護教諭による支援方法

一次調査における保護所入所経験のある児童生徒の実態において、通学拠点は虐待、非行、置き去りのいずれも家庭が多く、虐待は約7割、非行は約3割、置き去りは約4割であった。保護所入所経験のある児童生徒は退所後に家庭での経過観察を続ける割合が高いものの、転校の割合は、虐待、非行が約4割、置き去りが約3割であった。これは、保護所退所後、児童福祉施設や里親委託で所属学校地域から地理的に遠距離の場所への措置となることや、保護者が学校から関係機関への連絡等を恐れて転校の手続きをとることが影響していると考えられる。この場合にも学校・養護教諭の情報収集と継続支援を困難にする。

一次調査では、保護所入所経験のある児童生徒の養護教諭の対応で重要なことの上位では虐待、置き去り、非行に共通して「信頼関係の構築」、「表情や態度、行動の観察」、また、虐待、非行に共通して「人間関係の情報収集」であった。信頼関係の構築や表情や態度、行動の観察は養護教諭が児童生徒に関わる時の基本であることから、虐待、非行、置き去りに共通して重要なこととして挙げられたことは当然だろう。虐待では保護者や兄弟、親戚等が児童生徒に直接危害を加える場合が多いこと、非行では児童生徒が周囲に巻き込まれて非行を行う場合があることから、人間関係の情報収集が共通して重要となったと推測する。北野によると、非行を起こさせないためには子どもの内部に傍で支援してくれているイメージを持たせるために、子どもの生活から寂しさや怒り等の気持ちを「悩み」に昇華させることが必要だとされる¹⁴⁾。非行では非違行為に至る背景、要因の解決のために生活態度を把握することや児童生徒と会話をするための時間を確保することがより重要である。置き去りに関しては、保護者の不在、養育困難等原因が複雑であり、家庭での教育が不

十分なために生活習慣が成り立っていない可能性があり得ることから、ニーズの把握や生活指導がより重要となったと推測する。

二次調査では、調査で得られた逐語録を基にストーリーラインを作成した（図1）。一次調査における虐待への対応で重要なことの上位に含まれていた健康観察に関するカテゴリーは抽出されなかったが信頼関係構築や情報収集に関するカテゴリーが現れた。カテゴリーを関連付けると、【養護教諭と他の教諭の相談】など組織的な連携の下、【養護教諭と保健室の機能】、【養護教諭と子どもの関わり】、【情報収集と障壁】、【保護者と養護教諭の関わり】が互いに作用し支援が確立されていると考えられた。

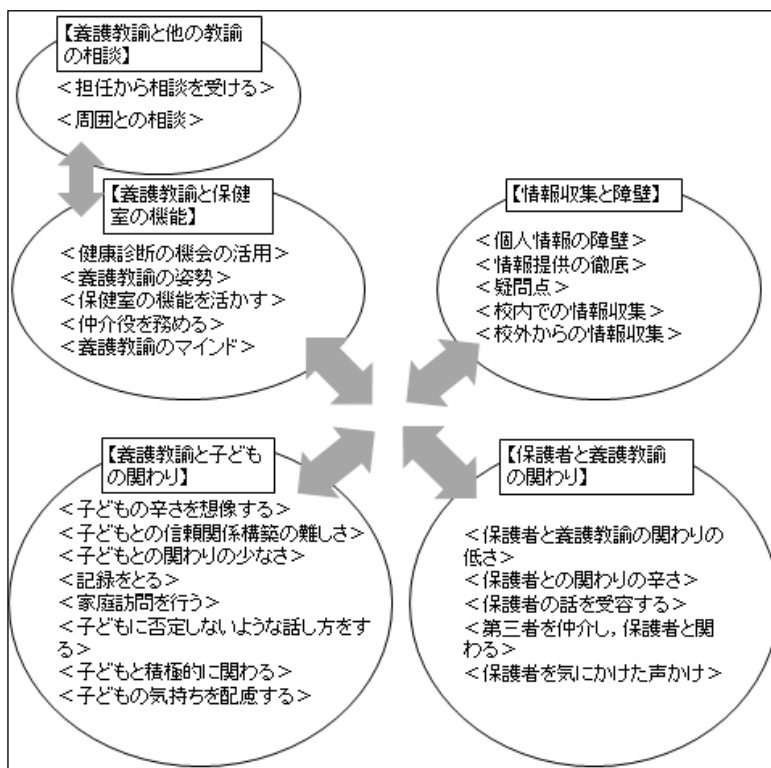


図1 養護教諭による支援方法

【養護教諭と保健室の機能】として、一般的に健康診断や健康相談活動、保健のセンター的役割などが挙げられる。養護教諭は<健康診断の機会の活用>などの<保健室の機能を活かす>ことで子どもたちや保護者の健康課題の早期発見・早期解決を行っている。保健室の機能を活かすためには、養護教諭としての専門性や<養護教諭のマインド>、子どもたちの健康課題解決に向けての<養護教諭の姿勢>が必要となると考えられる。保護所入所経験のある児童生徒に関わらず、子どもたちの健康課題を解決する上で基本となることから、保健室の機能面に関するカテゴリーが抽出されたと考えられる。

【養護教諭と他の教諭の相談】に関して、健康課題の多様化、複雑化に伴い組織的な対応が求められる現代では、養護教諭と他の教諭の各々の専門性を活かし連携することが重要であることから抽出されたと考えられる。特に虐待等の子どもの生命に関わる複雑な問題は些細な変化も見逃すことができない。養護教諭と他の教諭の信頼関係を確立することで〈担任から相談を受ける〉ことや養護教諭が〈周囲と相談〉できる環境となり、互いの専門性を補い、子どもを広範囲な視点で継続的に観察することができると思える。

【養護教諭と子どもの関わり】においては〈子どもの辛さを想像する〉、〈子どもを否定しないような話し方をする〉、〈子どもの気持ちを配慮する〉といった精神面に沿った対応が主であった。これは、一次調査の結果のように対応する上で信頼関係の構築が重要であるが、〈子どもとの関わりが少ない〉というように限られた時間で効果的な対応をするために精神面の対応が主になったと考えられる。また、虐待児は自己肯定感が低い等の精神的な問題が大きいため、精神的ケアが重要であることが影響していると考えられる。子どもと関わる時間が少ないことは〈子どもとの信頼関係構築のむずかしさ〉という問題点の要因となることや、子どもと直接関わることで得た情報の〈記録をとる〉ことが重要なこととして挙げられたきっかけであると考えられる。問題を軽減し、信頼関係を構築するために、養護教諭は〈子どもと積極的に関わる〉ことや〈家庭訪問を行う〉ことで接する時間の確保に努めていると考えられる。

【保護者と養護教諭の関わり】においては、子どもへの対応と同様に関わりのむずかしさ、精神的な対応が主であることがわかった。保護所入所経験のある児童生徒の保護者は学校への拒絶的な態度を示す場合があることや保護者と関わる中心的人物が管理職や学級担任である場合が多いことが〈保護者と養護教諭の関わりの低さ〉に影響していると考えられる。保護者と関わりが少ないことによって、〈保護者の話を受容する〉、〈保護者を気にかけて声かけ〉などの精神的関わりが中心となると考えられる。二次調査においては、養護教諭と保護者の関わりの機会を増加させるために、〈第三者を仲介し、保護者と関わる〉というような工夫がみられた。学校に拒絶的な態度を示す保護者がいる場合もあることから〈保護者との関わりのつらさ〉という問題を引き起こしていると推測される。保護者対応においては、養護教諭も含めて複数の教職員で対応することが重要であると思える。

【情報収集と障壁】においては、直接得られる情報が少ないことや交換すべき情報と守秘すべき情報の判断が難しいことが影響されていると考えられる。関わりが少ないことで得られる情報量も少なくなり、得られた情報も正確であるか判断しがたく、〈疑問点〉が生じると考えられる。また、虐待は情報の流出によって子どもの命が危険にさらされる可能性があることから、情報提供の判断が難しく、〈個人情報障壁〉によって他機関からの情報が得にくいと考えられる。養護教諭はこのような中で、養護教諭自身が得た情報の〈情報提供の徹底〉を行い、〈校内での情報収集〉や〈校外からの情報収集〉によって情報を得ていると考えられる。

より適切な支援するためには、信頼関係を構築すること表情や態度、行動の観察を基本とし、虐待、非行に関しては情報収集の中でも人間関係に関して情報を得ることが重要であると考えられる。加えて、非行は生活態度に関する情報収集や会話の時間を確保すること、置き去りはニーズを把握することや生活指導を行うことが重要であると考えられる。これらの重要なことを行うためには、組織的な対応の下で、養護教諭や保健室の機能を活かすことや子どもと保護者への対応、情報収集

を関連付けて支援策を確立することが必要であると考えられる。また、子どもと関わる機会が少ない中で情報収集を行うためには、要保護児童対策地域協議会への参加率の向上と校内での情報共有手段の明確化が重要であると考えられる。

結 語

1. 養護教諭が学校にいる保護所入所経験のある児童生徒を認知することは難しいと考えられる。
2. 保護所入所経験があると判明したきっかけと保護所入所経験のある児童生徒の情報収集を複数回答で求めたところ、管理職、学級担任、本人からが多かった。養護教諭が保護所入所経験のある児童生徒に関する情報を直接校外から得ることは難しく、管理職、学級担任等校内から情報を得る手段が主であることが判明した。
3. 一次調査では、被虐待児と保護所入所経験のある児童生徒のそれぞれに対する養護教諭の全般的な対応に明らかな相違はなかったものの、対応で重要なことの上位は、非行は「生活態度の情報収集」、話をする時間の確保、置き去りは「ニーズの把握」、生活指導が、虐待、置き去り、非行に共通して「信頼関係の構築」、表情や態度、行動の観察、虐待、非行に共通して「人間関係の情報収集」であった。
4. 二次調査では、【養護教諭と他の教諭の相談】、【養護教諭と保健室の機能】、【養護教諭と子どもの関わり】、【保護者と養護教諭の関わり】、【情報収集と障壁】の5つのカテゴリーが抽出され、これらを相互に作用させることで支援を確立していると考えられた。

注

- 1) 厚生労働省 (2019) 「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について (第 15 次報告) 及び児童相談所での児童虐待相談対応件数」 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801_00001.html (2019 年 10 月 22 日閲覧)。
- 2) 厚生労働省 (2017) 「参考資料 一時保護関係資料」『第 9 回子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ』
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/sankou_1.pdf
(2020 年 8 月 15 日閲覧)。
- 3) 厚生労働省 (2017) 「一時保護の現状について」『第 13 回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会』
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000163962.pdf>
(2020 年 1 月 7 日閲覧)。
- 4) 厚生労働省 (2016) 「福祉行政報告例／平成 27 年度 福祉行政報告例 児童福祉—児童相談所における所内一時保護児童の受付件数及び対応件数、相談の種類×年齢階級・対応の種類別」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450046&tstat=000001034573&cycle=8&tclass1=000001091575&tclass2=000001091616&stat_infid=000031506915 (2020 年 1 月 7 日閲覧)。
- 5) 厚生労働省 (2017) 「福祉行政報告例／平成 28 年度 福祉行政報告例 児童福祉—児童相談所における所内一時保護児童の受付件数及び対応件数、相談の種類×年齢階級・対応の種類別」

- https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450046&tstat=000001034573&cycle=8&tclass1=000001108815&tclass2=000001108820&stat_infid=000031642548（2020年1月7日閲覧）。
- 6) 厚生労働省（2018）「福祉行政報告例／平成29年度 福祉行政報告例 児童福祉—児童相談所における所内一時保護児童の受付件数及び対応件数，相談の種類×年齢階級・対応の種類別」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450046&tstat=000001034573&cycle=8&tclass1=000001121497&tclass2=000001121502&stat_infid=000031768333（2020年1月7日閲覧）。
- 7) 厚生労働省（2017）「児童相談所の現状」『第5回子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ』
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/04_3.pdf（2018年6月7日閲覧）。
- 8) 文部科学省（2019）「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm（2019年5月27日閲覧）。
- 9) 谷津裕子. 2016. 『StartUp質的看護研究〔第2版〕』（株式会社 学研メディアカル秀潤社）。
- 10) 厚生労働省（2018）「福祉行政報告例／平成29年度 福祉行政報告例 児童福祉 児童相談所における所内一時保護児童の受付件数及び対応件数，都道府県—指定都市—中核市×年齢階級・対応の種類別」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450046&tstat=000001034573&cycle=8&tclass1=000001121497&tclass2=000001121502&stat_infid=000031768333（2020年1月18日閲覧）。
- 11) 厚生労働省（2007）「第1章 要保護児童対策地域協議会とは」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/05-01.html>（2020年1月8日閲覧）。
- 12) 厚生労働省（不明）「2. 要保護児童対策地域協議会の設置運営状況調査結果の概要」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000349526.pdf>（2020年1月18日閲覧）。
- 13) 青柳千春，阿久澤智恵子，笠巻純一，鹿間久美子，佐光恵子. 2017. 「児童虐待対応における学校と関係機関との連携の現状と課題～児童相談所及び市区町村の担当職員への質問紙調査から～」『学校保健研究』59巻，97-106.
- 14) 北野隆司. 2012. 「中学校現場での生徒の非行行動への，教師の効果的な対応を探る」『甲南大学教職教育センター年報・研究報告書』2011年度，29-37.